

件名	県道沿いの草刈りについて
受付日	平成30年10月22日
ご意見・ご提案の概要	沿線住民が自主的に行っている県道沿いの草刈りを、沿線住民に委任するとともに、保険への加入を支援してほしい。
県の考え方	県には、「ぎふロードプレーヤー」という制度があります。この制度に、団体として登録いただくと、地域活動として県道沿いの草刈り等の作業を行う場合には、作業時に必要な消耗品を支給させていただくことと併せて保険に加入することができます。
担当課	県土整備部 道路維持課